# 第6期 雲南市農業委員会第10回総会議事録

- 1. 日 時 平成30年4月24日(火) 14:00~15:00
- 2. 場 所 木次町 チェリヴァホール 大会議室
- 3. 出席委員(19名)

2番 高田 耕 3番 竹内 勉 4番 奥田 武 1番 錦織邦男 5番 神田邦昭 6番 小山益男 7番 山本裕子 8番 吉廣丈晴 9番 佐藤博子 10番 三原治雄 11番 吾郷正司 12番 高橋美佐子 14番 三島輝昭 15番 柳原昌広 16番 嘉本輝雄 13番 橋本 博 17番 山本博子 18番 内部武雄 19番 加藤一郎

- 4. 欠席委員(0名)
- 5. 事務局又は説明者 事務局長 長妻英文 統括主幹 白築 香 主幹 土江慶彦 主幹 錦織研吾
- 6. 傍 聴 20名
- 7. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第71号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第72号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第73号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について
- ・議第74号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第75号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第76号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

### 8.議事

7							
発信者		議	事	録	要	山口	
事務局	定刻になりました。						
	ご起立ください。						
	一同互礼。						
	ご着席ください。						
議長	ただ今の出席委員に	は19名	でありま	す。			

発信者	議事録要旨
議長	定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第10回総会を開会いたします。
	本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
	議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、1番錦織邦男委員、2番高田
	耕委員を指名します。
議長	日程第2、諸報告を行います。
	事務局より説明を求めます。
事務局	【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】
	・農地法の規定による許可指令書の取り消し願いについて
	・農地法第4条第1項第8号(施行規則第32条第1号)届出書(農業用施設用地 ・農地法第4条第1項第8号(施行規則第32条第1号)届出書(農業用施設用地
	転用届)の受理について
	・合意解約届出(農地法第18条第6項)の受理について
	・農地等返還通知(使用貸借解約)の受理について
	・田畑転換届出の受理について
	・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について
	・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
	・農地法第5条第1項の規定による届出書の受理について
	・会議等の報告事項について
	・会議等の予定について
議長	以上で諸報告を終わります。
	それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。
	なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。
	質問はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議長	日程第3、議案の上程を行います。
时 八	
	対する承認について」を議題とします。
	事務局より説明を求めます。
	1 327/3 35 7 10/2/3 (2.1177 35 7 6
事務局	   議案書9ページ「議第71号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対す
	る承認について」説明します。10ページをご覧ください。
	申請番号1番
	○○町○○△△-△外1筆、地目はどちらも登記簿:田、現況:荒廃農地、面積は合

## 発信者 議 事 録 要 旨

## 事務局

計で 1,320 ㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□□さん。非農地の事由は、「自宅から離れた農地で山に囲まれており耕作状況が悪く、10年以上耕作できず山林原野化してしまった」ということです。平成30年4月4日に現地調査を行っており、確認委員は○○推進委員さんです。

#### 申請番号2番

○○町○○△△-△、地目は登記簿:畑、現況:荒廃農地、面積は79 ㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は○○町○○の□□□□さん。非農地の事由は、「旧宅の裏側で現在の居宅に移転してから10年以上管理できず、山林原野化してしまった」ということです。平成30年4月4日に現地調査を行っており、確認委員は○○推進委員さんです。

#### 申請番号3番

○○町○○△△-△外1筆、地目はどちらも登記簿:畑・現況:荒廃農地、面積は合計で1,159 ㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は○○町○○の□□□□さん。非農地の事由は、「自宅から離れた農地で約30年耕作できておらず、竹等が繁茂して山林原野化してしまった」ということです。平成30年4月4日に現地調査を行っており、確認委員は○○推進委員さんです。

#### 申請番号4番

○○町○○△△-△、地目は登記簿:畑・現況:荒廃農地、面積は1,260 ㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は○○町○○の□□□□さん。非農地の事由は、「10年以上耕作できず、雑木などが繁茂し山林原野化してしまった」ということです。平成30年4月3日に現地調査を行っており、確認委員は○○委員さんです。

#### 申請番号5番

○○町○○△△-△、地目は登記簿:田・現況:荒廃農地、面積は 2,288 ㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は○○町○○の□□□□□さん。非農地の事由は、「自宅から離れており、獣害も多く狭小なため、機械も入れにくく耕作しにくい状況にあったため、近年耕作しておらず雑木等が生え荒廃してしまった」ということです。平成 3 0年4月3日に現地調査を行っており、確認委員は○○推進委員さんです。

非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄したため、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 議長

ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。

#### (無しの声あり)

発信者	議 事 録 要 旨
議長	ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第71号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に 対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。 よって、「議第71号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。
議長	次に、「議第72号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
事務局	議案書12ページ「議第72号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。13ページをご覧下さい。地図は21ページとなります。申請番号1番
	○町○○△△-△外6筆。地目は登記簿、現況ともに田が3筆、登記簿、現況ともに畑が4筆で合計が6,475㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、貸付け人は○○町○○の□□□□さんです。申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため後継者に貸付ける。」ということです。借受け人は、息子さんで○○町○○の△△△△さん、申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を主宰する。」ということです。農業者年金受給者で今回再設定されるものです。貸付料は親子ということで無償、確認は○○委員さんです。
	申請番号2番 ○○町○○△△-△。地目は登記簿、現況ともに田で面積合計は 2,648 ㎡です。権利の種別は 3条の有償移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□□さんです。申請事由は、高齢になり耕作が困難になったため。」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は 1 0 a 当たり 600,000 円で、確認は○○推進委員さんです。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	申請番号3番
	○○町○○△△-△外10筆。地目は登記簿、現況ともに田が5筆、登記簿、現況と
	もに畑が6筆で合計が13,328.76 mです。権利の種別は3条の使用貸借で、貸付け人
	は○○町○○の□□□□さんです。申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため
	後継者に貸付けする。」ということです。借受け人は息子さんで○○町○○の△△△△
	さん、申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を主宰する。」ということです。農
	業者年金受給者で今回再設定されるものです。貸付料は親子ということで無償、確認
	は○○推進委員さんです。
	以上の案件について、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が
	生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従
	事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面
	   積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、
	許可要件のすべてを満たしていると考えます。
	以上の案件、ご審議をお願いします。
議長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお
	願いいたします。
	(無しの声あり)
議長	ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
	次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論を終わります。
	お諮りいたします。「議第72号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、
	申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。
	よって、「議第72号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のと
	おり許可することに決定いたしました。
± ⊢	
議長	次に、「議第73号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限

発信者	議事録要旨
議長	面積」の設定について」を議題とします。
	事務局より説明を求めます。
事務局	議案書15ページ「議第73号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得
	「下限面積」の認定について」説明します。議案書16ページ及び資料No.1をご覧く
	ださい。議案上程の理由は、空き家付き農地について、指定追加及び指定解除の事案
	が発生したためです。議案書17ページの別表2、農地法施行規則第17条第2項の     適用につきまして、新たに○○町○○△△-△の1筆を加えたいというものです。指定
	MR   MR   MR   MR   MR   MR   MR   MR
	○○市○○町の方の取得で10月許可で農地と空き家の所有権移転が完了したもので
	す。差引、計38筆を区域とするものです。対象物件の詳細は資料No.1の2ページを
	ご覧ください。承認を得ることができましたら、平成30年4月24日告示といたし
	ます。また、変更後の空き家付き対象物件は資料No.1の2ページのとおり、10物件
	となります。
	以上の案件、ご審議をお願いします。
議長	ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
	次に討論を行います。討論はございませんか。
2番	2番○○です。他の審議案件は図面なり写真が載っているんですが、空き家付きの
	1アールの下限面積はご案内のとおり雲南市が先行して取り組んでいる案件ですが、
	場所、周辺の状況がわからんで、文字情報だけですので、なんかどういう状況、どう
	いうところかわかるような地図、僕は地図が一番いいと思うんですが。図面より立体
	的に見えるようなものが付いているといいかなという感じがしますがご検討いただき
	1CY CIENY 05 7 0
事務局	   失礼いたします。貴重な意見ありがとうございます。次回から農地付き空き家につ
	きまして、出た案件については、この地図のほうにわかりやすい位置図なども入れた
	かたちで資料を作りたいと思います。ありがとうございます。
m16	
議長	他にございませんか。
	討論を終わります。
	お諮りいたします。「議第73号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得
	「下限面積」の認定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございません か。

発信者	議 事 録 要 旨
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。
	よって、「議第73号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」
	の設定について」は、提案のとおり決定いたしました。
34 E	
議長	次に、「議第74号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と
	します。 事務局より説明を求めます。
	事物用より配列を不めより。
事務局	議案書18ページ「議第74号 農地法第4条の規定による許可申請について」提
	出のあった案件について説明をいたします。19ページをご覧ください。合わせまし
	て図面34ページから掲載しておりますのでご覧いただきますようお願いいたしま
	す。
	申請番号1番
	○○町○○△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で、申請面積は837 m²です。申請
	人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は貸付駐車場で駐車区画は25台分です。
	転用理由は「○○寺より駐車場として利用したい要望があり、申請地に貸駐車場を整
	備したい」ということです。農振地区域外で、確認は○○推進委員さんです。
	農地区分は、都市計画区域内の「準工業地域」に指定されており、都市計画法第8
	条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。
	よした。 おり性辰地が飛がな、
	申請番号2番
	○○町○○△△-△。地目は登記簿:田、現況:宅地で申請面積は 48 ㎡です。申請
	人は、○○町○○の□□□□□さん、転用目的は車庫で1棟 32.33 ㎡を建設されます。
	転用理由は「自宅の隣接地で利便性があり家族の車庫として利用したい」とのことで
	す。
	始末書が出されており「昭和60年5月頃、自宅の隣接地で利便性の良かった場所を
	農地と分からずに車庫を建てました」とのことです。農振地区域外で、確認は○○推
	進委員さんです。
	農地区分は、都市計画区域内の「第一種住居地域」に指定されており、都市計画法
	第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判案によった。第2種豊地の転用は、原則転用可能しなっています。
	断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。
	申請番号3番
	○○町○○△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で、申請面積は 9.92 ㎡です。申
	請人は、○○町○○の□□□□□さん。転用目的は墓地で墓碑1棟を建築されます。
	転用理由は「現在の墓地は急傾斜の参道の先にあり、参拝や管理ができないので申請

地に移転したい」とのことです。農用地区域外で、確認は○○推進委員さんです。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」
	ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定
	する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成するこ
	とができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。
	申請番号4番
	○○町○○△△-△外1筆。地目はどちらも登記簿・現況ともに田で、申請面積の合
	計は 38.99 ㎡です。申請人は、○○町○○の□□□□□さん、転用目的は墓地及び墓地   管理地で墓碑1棟を建築されます。転用理由は「現在の墓地は急傾斜な参道の先にあ
	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1
	でである。 一体認は○○委員さんです。
	農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」
	ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定
	する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成するこ
	とができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。
	申請番号5番
	○○町○○△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で、申請面積は102㎡です。申請
	人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は宅地進入路と車庫で車庫1棟 19.25 ㎡
	を建築されます。転用理由は「宅地への進入路を整備し、現在の車庫は狭く拡張の余
	地がなく不便なため、申請地に移転したい」とのことです。農用地区域外で、確認は
	○○推進委員さんです。
	農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」
	ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定
	する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成するこ
	とができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。
	以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願いします。
議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお
, A.	願いいたします。
13番	13番○○です。2番の案件ですが□□□□□さんの始末書が出ております。昭和6
	0年5月頃に自宅の隣接地で利便性の良かった場所を農地と判らずに車庫を建てまし
	た。今後は農地法を遵守し、十分に確認することとしますのでご承認をいただきます
	ようお願いします。ということで平成30年3月23日に□□□□さんから出ており
	ますのでご審議よろしくお願いいたします。
議長	他に補足説明はございませんか。
	無いようですので、ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしましたが、質疑
	はございませんか。

発信者	議事録要旨
	(無しの声あり)
議長	無いようですので質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第74号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。 よって、「議第74号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、申 請のとおり許可することに決定をいたしました。
議長	次に、「議第75号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と します。 事務局より説明を求めます。
事務局	議案書21ページ「議第75号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。2件の申請が出ております。議案書22ページをご覧ください。地図は56ページとなります。 申請番号1番
	○○町○○△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は81㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は○○市○○町の□□□□さん、譲受人は○○町○○の△△△△さんです。転用目的は、車両置場です。転用理由は、「自動車関係の事業を営んでおり申請地を譲り受け自動車置場としたい」ということです。農用地除外は平成30年2月14日許可されています。土地代は無償、確認は○○委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。
	申請番号2番 ○○町○○△△-△、地目は登記簿 畑・現況宅地、面積は50 ㎡です。権利の種別は 所有権移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□□さん、譲受人は○○町○○の地縁団体

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	△△自治会です。転用目的は物置で、物置1棟を整備されます。転用理由は、「自治会
	の物置として利用する。」ということです。始末書が提出されておりまして、昭和63
	年ごろから譲渡人の父から借り受けた方が作業場・農機具倉庫を建築されたというこ
	とです。20年前ごろに譲渡人が〇〇へ引っ越されてからは建物を無償で自治会が譲
	り受け現在に至っています。土地代は無償、確認は○○委員さんです。
	農用地区域外で農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の
	低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第
	2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用
	目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。
	以上2件についてご審議よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお
	願いいたします。
17番	1 7番○○です。申請番号2番です。始末書が提出されていますので報告させてい
1 (田)	ただきます。申請地、○○町○○△△-△の土地に、30年くらい前から神楽の作業場
	あるいは農機具小屋として使用していましたが、その方が引っ越しされた後、20年
	くらい前から自治会が建物を無償で譲り受け今日まで使用していました。この度その
	土地を□□□□氏が無償で自治会に譲渡するので手続きを行ってほしいとの要請を受
	   け、手続きを依頼したところ農地との指摘を受け今回農地転用の申請をした次第です。
	理由はともあれ農地法に違反したことは誠に申し訳なく深く反省を致しております。
	今後、農地法を遵守することをお誓いいたします。提出されていますので審議のほど
	よろしくお願いいたします。
議長	ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので質疑を終わります。
	次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論を終わります。
	お諮りいたします。「議第75号 農地法第5条の規定による許可申請につい
	て」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のと
	おり許可することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)

発信者	議 事 録 要 旨
議長	異議なしと認めます。
	よって、「議第75号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、申
	請のとおり許可することに決定をいたしました。
<b>-</b> ¥ ⊨	
議長	次に、「議第76号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に ついて」を議題とします。
	事務局より説明を求めます。
	7-957/N C 7 (DEG) (E NOV C 7 )
事務局	議案書23ページ「議第76号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
	計画の承認について」説明いたします。議案書24ページをご覧ください。今回の案
	件は○○町9件、○○町2件、○○町29件、○○町2件の合計42件の申請です。
	借受人が12戸となっております。○○町の1件、○○町26件は中間管理機構が借
	り受けるもので、○○町の1件は□□□□さん、○○町26件は□□□□さんが借り受け
	られる予定です。この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件
	である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地   利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること   の要件を満たしていると
	利用来傾前画の自存が基本情心に適合するものであること」の安庁を何にしているとし、考えます。
	ご審議よろしくお願い致します。
議長	ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこと
	とします。
	14時55分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。
	(休憩)
	(戸たなり
議長	会議を再開します。
	先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初
	に〇〇町の方。
6番	6番○○です。○○町でございますが、番号1番から9番までの9件につきまして
	協議いたしましたが、いずれも妥当と判断いたしましたのでよろしくお願いいたしました。
	す。
議長	次に〇〇町。
16番	16番○○です。○○町2件ありますが、いずれも妥当と判断いたしました。よろ
	しくお願いいたします。
<b>⇒</b> ⊭ ⊏	
議長	次に〇〇町。

発信者	議 事 録 要 旨
17番	17番○○です。申請番号12番から40番まで妥当と判断しました。よろしくお
	願いいたします。
議長	次に〇〇町。
15番	15番○○です。○○町41番42番どちらも再設定でありまして妥当と判断して
	おります。よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。
时 八	ただっ、自己がり元表のとよう。自己などうことですが、真然はことでは、これが、
	(無しの声あり)
議長	質疑を終わります。
	次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
206	
議長	計論を終わります。
	お諮りいたします。「議第76号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
	計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ありませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。
	よって、「議第76号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
	について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。
-34 F	
議長	以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会といたします。
事務局	ご起立下さい。
7 3/3/1-3	一同互礼。
	ご着席ください。
	【その他事項】
	(1) 平成29年度農業委員会活動報告について
	(2) 平成30年度農業委員会予算について
	(3) 平成29年度雲南市農業委員会慶弔会計、会長交際費会計、事務局会計、
	全国農業新聞会計決算報告について
	(4) 監査報告

発信者	議 事 録 要 旨
	(5) 平成30年度雲南市農業委員会慶弔会計(案)について
	(6) 平成30年度雲南市農業委員会の体制及び活動計画について
	(7) 平成30年度農政課に係る予算概要について
	(8) 平成30年度林業畜産課に係る予算概要について
	(9) 平成30年度農林土木課・土地改良事業の概要について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

署名委員 署名委員